

## 聖路加国際病院運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、聖路加国際病院(以下「病院」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (病院運営の目的)

第2条 病院は、すべての職員の専門性を結集し、あらゆる患者に寄り添う質の高い医療を提供するとともに、教育・研究活動による医療の進歩への貢献を通じ、キリスト教の愛の心を具現化することを運営の目的とする。

### (基本方針)

第3条 病院運営の基本方針は以下の通りとする。

- (1) 「患者との協働医療」を実現するため、患者の価値観に配慮した医療を行う。
- (2) 医療の質を高めるため、「根拠に基づいた医療」を実践する。
- (3) 全人的医療を行うため、全職員の専門性を結集する。
- (4) 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献するため、地域の医療者・施設と連携する。
- (5) 国内外の医療の発展に資するため、優れた医療人を育成する。
- (6) 医療の発展に寄与するため、現場に根ざした研究を行う。
- (7) 国際病院としての役割を果たすため、海外からの患者の受け入れ態勢を整える。
- (8) 上記7項目を実現し継続するため、健全な病院経営を行う。

### (病院組織)

第4条 病院に附属施設ならびに次の組織を置く。

- (1) 診療部
- (2) 看護部
- (3) 薬剤部
- (4) コ・メディカル部
- (5) 病院事務部
- (6) 相談・支援センター
- (7) Q Iセンター

2 前項のほか、必要によりチーム等の組織を設置することができる。

### (附属施設)

第5条 前条に定める附属施設は以下の通りとする。

- (1) 聖路加国際病院附属クリニック
- (2) 聖路加国際病院訪問看護ステーション
- (3) 聖路加助産院 マタニティークアホーム
- (4) 聖路加メディローカス

### (院長)

第6条 病院に院長を置く。

- 2 院長は医師でなければならない。
- 3 院長の任命は、院長推薦委員会が推薦し、理事会の承認を経て、理事長が任命する。
- 4 院長の任用に関する詳細は別途定める。

### (院長の職務)

第7条 院長は、病院の業務を掌理するとともに、病院方針の企画・決定・運営を行い、病院経営および病

院運営上の諸決定を行う役割を担う。また以下の職務を行う。

- (1) 病院経営方針の立案。
- (2) 病院の経営方針に基づく事業計画の策定と実行の管理。
- (3) 病院各部門の業務計画の承認および実行の管理。
- (4) 病院各部門の予算執行の承認および実行の管理。
- (5) その他病院運営に関する院長業務。

(職位)

第8条 病院に次の職位を置く。

- (1) 副院長
  - (2) センター長
  - (3) 所長
  - (4) その他、管理上必要な職位
- 2 前項第1号に定める副院長が複数になる場合は、1名を統括副院長とすることができる。
- 3 第1項に定める職位の任用は、院長の指名に基づき、理事長が任命する。
- 4 職位に関するその他の詳細は、就業規則および職位職務規程に定める。

(会議)

第9条 病院運営上の重要事項を審議するため、以下の会議を設置する。

- (1) 病院運営会議
  - (2) 病院管理協議会
- 2 前項各号の会議の詳細については別途定める。

(委員会)

第10条 院長の諮問機関として、病院に各種委員会を設置する。

- 2 前項の各種委員会の詳細は別途定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. この規則は2014年4月1日より施行する。
2. 改定：2015年5月27日（第4条・院長）
3. 改定：2016年5月25日（第2条・病院組織、第3条・附属施設、第7条・会議）本改定の有効日は2016年4月1日とする。
4. 改定：2017年5月30日（第2条・病院組織、第3条・附属施設、第6条・職位）本改定の有効日は2017年4月1日とする。
5. 改定：2018年3月5日（第2条・病院運営の目的、第3条・基本方針）
6. 改定：2019年9月24日（第8条・職位）